

## 漁村整備事業（水産関係）

（事業開始年度：令和3年度）

－水産庁漁港漁場整備部防災漁村課－

<b>事業の目的・概</b>	水産業の持続的発展の基盤である漁村インフラを強靱化するとともに、漁業集落及び漁港の環境整備を実施することで、水産業及び漁村の健全な発展を推進する。		
<b>事業実施主体</b>	地方公共団体		
<b>対象事業等</b>	漁村整備事業 漁業集落排水施設整備、水産飲雑用水移設整備、漁業集落道整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備、用地整備、これらの整備に必要な調査と計画		
<b>補助率</b>	1 / 2等		
<b>県内事例</b>	漁業集落排水施設整備事業 日南市：富士漁港・夫婦浦漁港		機能保全工事 (R 3～10年度)

<b>県主管課名</b>	農政水産部 水産局 漁業管理課 漁港漁場整備室（漁港担当）	<b>電話番号</b>	3 2 - 4 4 7 8 内線：2 7 6 9
--------------	----------------------------------	-------------	-----------------------------

## 浜の活力再生・成長促進交付金（水産関係）

（事業開始年度：平成 29 年度）

－水産庁漁港漁場整備部防災漁村課－

<b>事業の目的・概要</b>	漁業所得の向上による浜の活性化を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な実行を支援するため、浜プランに位置づけられた共同利用施設の整備、水産業のスマート化の推進等の取組を支援する。		
<b>事業実施主体</b>	地方公共団体、県漁連、漁協等		
<b>対象事業等</b>	1 資源増養殖目標 養殖施設、種苗生産施設等の整備  2 経営構造改善目標 鮮度保持施設（製氷貯氷施設、冷凍冷蔵施設）、漁船保全施設、小規模漁場施設等の整備  3 加工流通構造改善目標 加工処理施設、海水処理施設等の整備  4 漁港機能高度化目標 放置艇収容施設、係留施設・海業支援施設等の整備、活性化のための調査		
<b>補助率</b>	1 / 2 等		
<b>県内事例</b>	1 資源増養殖目標 宮崎県養鰻漁業生産組合 養殖施設 (令和元年度) 串間市漁業協同組合 養殖施設 (令和元年度) 宮崎県養鰻漁業生産組合 養殖施設 (令和3年度)  2 経営構造改善目標 日南市 小規模漁場施設 (平成29年度) 宮崎県 水産情報高度利用施設 (平成29年度) 南郷漁業協同組合 漁労作業軽労化機能整備 (平成29年度) 都農町 小規模漁場施設 (平成30年度) 日南市 小規模漁場施設 (令和元年度) 日南市 小規模漁場施設 (令和4年度)  3 漁港機能高度化目標 南郷漁業協同組合：海業支援施設のPR（ソフト）(令和5年度) うみと人がつながるプロジェクトチーム（漁業者等で構成する団体）： 海業支援施設のPR（ソフト）(令和5年度)		
<b>県主管課名</b>	農政水産部 水産局 漁業管理課 漁港漁場整備室（漁場担当）	<b>電話番号</b>	3 2 - 4 4 7 8 内線：2 7 7 1

## 地方創生港整備推進交付金事業

(事業開始年度：平成17年度)

— 内閣府 —

### 事業の目的・概要

地域再生基盤強化交付金を活用することにより、地域再生計画に基づき、地方港湾と第一種漁港及び第二種漁港の施設整備を効率的に整備することにより、地域の経済基盤の強化や生活環境整備を図る。

### 事業実施主体

地方公共団体

### 対象事業等補助基準

- (1) 地方港湾の港湾施設の整備
- ① 地方港湾において、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、港湾環境整備施設、廃棄物処理施設、海洋性廃棄物処理施設の整備
  - ② 離島において、駐車のために供する交通機能用地の整備
  - ③ 港湾関係補助金等交付規則実施要領についての港湾施設改良費統合補助
- (2) 第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設の整備
- ① 第一種漁港及び第一種漁港において、都道府県が定める外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設、廃油処理施設、漁港環境整備施設の整備
  - ② 第一種漁港及び第一種漁港において、市町村が定める外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設、廃油処理施設、漁港環境整備施設の整備
- (3) 調査指導監督費
- ① 市町村が行う第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設の整備に対する都道府県の調査及び指導監督の事務に要する経費

### 補助率

- (1) 地方港湾の港湾の整備
- ① 水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良の工事については4/10以内(離島においては、水域施設又は外郭施設の建設又は改良の工事については8/10以内、係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良の工事については6/10以内)
  - ② 港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設の建設又は改良の工事については5/10以内
  - ③ 廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良の工事については1/3以内
  - ④ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の措置に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第13条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される津波避難施設の整備については2/3
  - ⑤ 1から3までに規定されている以外の工事については1/3以内(離島においては5/10以内)

(2) 第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設の整備

① 1/2 以内

ただし、離島においては、外殻施設又は水域施設の整備に要する経費については8/10以内、係留施設の整備に要する経費については6/10以内、輸送施設又は漁港施設用地の整備に要する経費については5.5/10以内

② 南海トラフ地震特別措置法第13条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される津波からの避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に要する経費又は日本海溝・千島海溝地震特別措置法第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難経路若しくは津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に要する経費については2/3以内

(3) 調査指導監督費

1/2 以内

県内事例

- ・ 延岡市：古江港 (H21) 連携対象漁港：都農漁港、富田漁港
- ・ 日向市：平岩港 (H17～19) 連携対象漁港：都農漁港、富田漁港
- ・ 串間市：福島港 (H17～20) 連携対象漁港：本城漁港
- ・ 串間市：福島港 (H22～23) 連携対象漁港：都井漁港、市木漁港
- ・ 日向市：平岩港 (H23～29) 連携対象漁港：都農漁港、富田漁港
- ・ 串間市：福島港 (H27～R3) 連携対象漁港：都井漁港、市木漁港
- ・ 日南市：外浦港 (R4～R8) 連携対象漁港：夫婦浦漁港

県主管課名	県土整備部 港湾課 (港湾担当)	電話番号	26-7190 内線：6842
-------	---------------------	------	--------------------